



職高発 0430 第 1 号

職障発 0430 第 1 号

令和 6 年 4 月 30 日

一般社団法人

日本経済団体連合会 御中

厚生労働省職業安定局

高齢者雇用対策課長



障害者雇用対策課長



高年齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告に係るオンライン  
申請の活用に向けたご協力をお願い(要請)

平素より、高齢者雇用対策及び障害者雇用対策の推進について多大なご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 52 条第 1 項及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に基づき、事業主は、毎年、6 月 1 日現在の雇用状況等を、管轄の公共職業安定所を經由して厚生労働大臣に報告しなければならないとされており、毎年、10 万以上の企業等にご対応をいただいています。

この高年齢者雇用状況等報告及び障害者雇用状況報告については、オンラインによる報告書の提出が可能であり、公共職業安定所への来所が不要となるほか、24 時間手続きができるなどのメリットがあります。

つきましては、事業主の皆様これらのメリット等をご理解いただき、オンライン申請をご活用いただくため、特に下記の 2 点について、貴団体会員企業に対する周知にご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 令和6年報告書に係る e-Gov 電子申請の活用に向けた周知について

報告書の提出に当たっては、e-Gov 電子申請により、インターネットを利用して行うことが可能です。e-Gov 電子申請による提出には、公共職業安定所の開庁時間にかかわらず、24 時間手続きができるなど、来所による提出にはないメリットがあります。貴団体におかれても、e-Gov 電子申請の活用に向け、全国の会員企業への周知について特段のご配慮をお願いいたします。

### 2 電子申請においてGビズIDまたは電子署名が必要となることの事前周知について

別添のとおり、e-Gov 電子申請の利用に当たっては、GビズID（無料）または電子署名（有料）が必要となります。GビズIDを取得するためには、事前にGビズIDのホームページより申請する必要がありますので、6月から始まる令和6年報告に先駆けて、貴団体におかれても、全国の会員企業へのGビズIDの事前取得に関する周知について特段のご配慮をお願いいたします。